

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月 24 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表駅東サービスセンターの項を次のように改める。

駅東サービスセンター	午前 9 時から午後 5 時 15分まで	日曜日、土曜日、休日 および12月29日から翌 年の 1 月 3 日までの日
------------	-------------------------	--

第 2 条の表の備考を次のように改める。

備考 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

附 則

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。